

第57回
東京地方裁判所委員会
(令和4年11月14日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第57回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和4年11月14日（月）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 平木正洋（委員長）、市川充、井上寛、江原健志、桐山桂一、小林信昭、小南貴秀、澤田千津子、島田耕一、下川美奈、坪田郁子、中条朋子、永渕健一、中村功一、原田章治、福嶋永子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

野村 賢 東京地方裁判所刑事第18部部総括裁判官

曾根 寛 東京地方裁判所裁判員調整官

第4 議題

「障がいのある裁判員（候補者）に対する裁判所の取組」

第5 配布資料

- ・ 野村賢裁判官作成「裁判員制度の概要」と題するパワーポイントのプリント
- ・ 曾根寛裁判員調整官作成「裁判員等選任手続までの障害者対応」と題するパワーポイントのプリント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（下川委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝○：委員、■：野村裁判官（プレゼンター）、◆：曾根裁判員調整官（プレゼンター）】

プレゼンターによるパワーポイントを利用した説明、並びに裁判員候補者待合室及び法廷等の見学の後、以下のとおり質疑応答があった。

- 大型の車椅子を利用されている方が審理に参加する場合、どのような対応をするのか。また、裁判所に来庁する際やトイレの際の介添えなど、第三者の関与はどこまで許されるのか。さらに、IT化について、障がいを持っている方との関係で活用の状況を教えて欲しい。
- ◆ 個別の対応については、事件の状況や障がいの度合いに応じて、裁判体が判断している。以前他庁で勤務していた際の事例であるが、ストレッチャータイプの車椅子を利用

されている方の場合、移動の際の動線の配慮等をした。裁判員係では、裁判体の判断の契機となる事情を逃さないよう努めている。

第三者の介添えについても、障がいの度合い等の個別の事情を踏まえ、裁判体が判断することとなる。

I T化については、現有機器の範囲内での対応とはなるが、この点も個別に裁判体が判断している。

- 障がいといっても様々で、個別性が高いことから、それに配慮する必要があると考えるが、個別の事情を聞く際にどういった配慮をしているか。
また、障がい者団体との間で情報収集や意見交換はどのようにしているか。
- ◆ 裁判員係では、詳細なチェックリストを作って対応している。本人との連絡手段については、できるだけ本人の希望を聴取するようにしている。
聴覚障がいに関連して手話通訳の派遣団体とやり取りがあるほかは、現状障がい者団体との交流はない。
- 視覚障がいの場合、最初に送付される手紙には点字は使われていないが、中を確認するのが大変ではないか。封筒自体に工夫するなど、わかりやすくする方法はないか。
- ◆ 封筒の外形上の工夫については、御意見を踏まえ、今後の検討課題としたい。
- 裁判所のウェブサイトに掲載されているデータはPDFファイルであるが、読み上げソフトを使う場合があるので、テキストデータにして欲しい。
- 聴覚障がいの方が評議において意見表明をされる際に、どのような配慮をしているか。
- 配慮の仕方については、実際に会って事情や御希望をうかがった上で内容を決めるため、事前手続の段階で細かく事情をうかがって状況を把握するのが大事であるとする。個別の事案では、聴覚障がいの方に裁判官の隣に座っていただいたという事例があった。
- 先程のテキストデータの話に関連して、I T化というのは手続のバリアフリー化にもつながる。セキュリティの問題もあるとは思いますが、積極的に検討して欲しい。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「ビジネス・コートについて」(仮題)

第8 次回の開催期日について

令和5年2月2日(木)午後3時30分